

筑後市公式 Facebook ページ運用方針

(Facebook について)

第 1 条 Facebook とは、Facebook 社が運営するソーシャルネットワーキングサービス (SNS) で、実名登録で利用するのが特徴である。

(目的)

第 2 条 SNS として広く普及している Facebook を広報媒体として利用し、市政情報を広く伝えるため、その運用に関する具体的な手順やルールをこの運用方針で定める。

(適用範囲)

第 3 条 この運用方針は、筑後市公式 Facebook ページ (以下、「本ページ」) を運用する全ての者に適用する。

(管理)

第 4 条 Facebook ページは原則として本市公式のものをひとつ設置し、その管理は総務広報課総務広報係が行う。どうしても本ページでの情報発信に不都合がある場合は、例外的に別途 Facebook ページを立ち上げるものとする。

- 2 本ページは、総務広報課総務広報係職員の個人 Facebook アカウントを管理者権限に、各課の有志職員である「筑後市公式 Facebook ページ情報提供者 (Facebook Informant、以下「FBI」)」の個人 Facebook アカウントを、投稿者権限に設定するものとする。
- 3 FBI となるには、総務広報課長の許可を受けなければならない。総務広報課長の許可を受けるためには、所属長の許可を受けて総務広報課に申請しなければならない。又ソーシャルメディアを使った情報発信についての研修を受けなければならない。
- 4 FBI は、「筑後市公式 Facebook ページ情報提供者名簿」に登載することとする。
- 5 遵守事項に違反する行為を行った場合、総務広報課長はその FBI に対して一定期間本ページを運用することを禁止することができる。また、その後も改善がなく違反行為を行った場合、総務広報課長はその FBI を解任することができる。

(投稿)

第 5 条 投稿者は、総務広報課総務広報係職員または FBI とする。

- 2 投稿内容は、原則として当市の PR 情報、業務に関する情報、時節に関する情報又は緊急・防災情報とその関連情報とする。
- 3 コメントは原則行わないものとする。
- 4 「いいね！」ボタンクリックやシェアは原則行わないものとする。ただし、筑後市役所の組織内で運営しているページや、公式ページの確認がとれる国、地方公共団体又は公共性の高い団体の運用するページはこの限りではない。

- 5 投稿者は、投稿に自身の所属部署を明記するものとする。
- 6 投稿内容に関しては、投稿した職員の所属部署がその責を負うものとする。

(遵守事項)

第 6 条 この運用方針のほか、筑後市ソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン、筑後市公式 Facebook ページ利用規約、筑後市公式 Facebook ページ投稿マニュアル、Facebook の原則、Facebook 規約、関連法令、関連条例を遵守すること。

(停止または削除)

第 7 条 本ページの運用が困難と判断される場合には、当市公式ホームページに明記したうえで速やかに本ページを停止、又はアカウントを削除するものとする。

(その他)

第 8 条 この運用方針に定めがない事項については、総務広報課総務広報係が適切な判断を行うものとする。

平成 25 年 3 月 1 日策定

平成 26 年 9 月 29 日改定